

成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託（以下「業務」という。）をプロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受注者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 業者を選定するための選定方針の決定
- (2) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び受注者の決定
- (3) その他必要な事項

- 2 委員会は、経済部長、商工振興企業立地課長、農政課長、卸売市場長の合計4名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は経済部長、副委員長は商工振興企業立地課長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザル提出者の参加資格等)

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、別に定める成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託プロポーザル募集要項の参加資格要件を満たす者とする。

(参加資格の審査並びに提案の評価)

第4条 委員会は、企画提案書を提出した者の参加資格の審査並びに企画提案書の評価を行う。

- 2 評価は提出された企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査とし、委員会が別紙「プロポーザル評価表」に基づき企画提案内容等について評価を行う。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

- (1) 決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。
- (2) 提出者が1者のみの場合、評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。評価得点が総評価得点の6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- (3) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

- 2 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを選定委員会に提出しなければならないものとする。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- (1) プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この実施要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受注者の決定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(プロポーザルの取り扱い)

第8条 提出されたプロポーザルの取り扱いは、次の各号による。

- ① 提出されたプロポーザルは、返却しない。
- ② プロポーザルの作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 前号により提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザル方式に関する事務局及び委員会の庶務は、経済部商工振興企業立地課において担当する。

(委任)

第10条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この実施要領は、指名審査会以降の日から施行し、業務委託の契約日をもってその効力を失う。